

京都市公契約基本条例（仮称）に係る基本的な考え方 及び条例案の概要について（市民意見募集）



パプコメくん

本市においては、公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則とするとともに、特にこの間、労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の事後公表の適用範囲の拡大、電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上、入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入など、様々な入札・契約制度改革を実施してきました。

これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、市内中小企業の受注機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及びその質の確保並びに社会的課題の解決に資する取組をより一層推進するために、公契約に関する総合的な条例を制定したいと考えています。

この度、京都市公契約基本条例（仮称）についての基本的な考え方及び条例案の概要を取りまとめましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集するものです。

募集期間 平成27年6月3日(水)～平成27年7月2日(木)【必着】

提出方法 持参, 郵送, FAX, 電子メール

※ 様式は自由ですが、よろしければ、添付の御意見記入用紙を御利用ください。

提出先及び問合せ先

〒604-8571（住所の記載は不要です。）

京都市行財政局財政部契約課

電 話:075-222-3311

FAX:075-222-3317

電子メール:chodo@city.kyoto.jp

御意見の取扱い

この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

また、御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、本市のホームページ等で公表します。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。



平成27年6月

1 条例の基本的な考え方

市内中小企業の受注機会の増大を図ります

地域経済の活性化や雇用の創出を図ることはもとより、地域コミュニティの維持・発展並びに地域における防災の体制及びその能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人が支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠です。

このため、法令上の制約のある政府調達協定の対象案件や特別な技術力を要する案件等を除き、市内中小企業への発注に最大限努めるとともに、コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、分離・分割して発注すること等により、市内中小企業の受注機会の増大を図ります。

また、下請契約における市内中小企業の活用や市内産の材料の調達が可能なお場合にはできるだけ市内産材料の使用を促すとともに、橋りょう等の特殊な技術を要する工事においても、市内中小企業と共同企業体を結成することを要件として発注するなど、市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努めていきます。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保します

公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であると考えられることから、本市及び受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとします。

また、公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していきます。このための具体的施策として、一定金額以上の公共工事等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するため、受注者及びすべての下請事業者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め、遵守できていない事業者等には改善を求め、万一、改善がなされない場合等にはその氏名を公表し、本市の公契約から排除する等の措置を講じます。これらの実施に当たっては、国の関係機関等とも連携するとともに、労働者等からの通報や相談に対応するための窓口も設置します。

加えて、そもそも低賃金での就労とならないよう、発注者として適正な価格での発注により一層努めるとともに、公の施設の指定管理に係る協定についても、条例の対象とし、適正な労働環境の確保を図っていきます。

※ なお、一部の自治体で実施されている、特定の公契約のもとで働く労働者の報酬額について、条例に規定を置いて独自の最低限度額を定めることについては、賛否両論の様々な御意見があり、慎重に考える必要があります。本市としては、労働者の賃金等は雇用者と労働者の間の契約によって定められるべきものであるという大原則を踏まえるとともに、公契約に従事する一部の労働者のみが対象となることについての不公平や、とりわけ厳しい経営環境にある中小企業にとって、一部の公契約に携わる労働者の報酬を引き上げることに伴う企業内の労働者間の均衡を図るために必要となる負担等が過度なものとなりかねないことなども考慮する必要があると考えます。

したがって、本市としては、賃金に関する独自の規定を設けるのではなく、公契約の発注者として、国の関係機関等と連携し、公契約のもとで働く労働者の良好な労働環境全般が確保されるよう、より一層の役割を果たすとともに、市内事業者への発注や適正な価格で受注できる環境づくりにより一層努めることにより、労働環境の向上への一翼を担っていくこととします。

公契約の適正な履行及びその質の確保を図ります

本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠です。

その大前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有する必要があります。

また、本市においては、これまでから徹底したダンピング受注防止対策を行ってきましたが、公契約の入札等において、適正な予定価格及び最低制限価格を設定することは、労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要です。

このほか、適切な履行評価の実施、将来の公契約を担う人材の育成、下請契約の適正化の促進、不正行為の排除の徹底などにより、公契約の適正な履行及びその質の確保を図っていきます。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進します

本市は、これまでから環境マネジメントシステムであるISO14001、KES（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者を、工事業者の格付制度において加点評価するなど、入札・契約制度を活用し、社会的課題の解決に資する取組への配慮を行ってきました。

公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えます。

このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、環境にやさしい都市づくり、地域防災力の維持・向上、地域コミュニティの維持・活性化、真のワーク・ライフ・バランスの実現、子どもを育む社会の環境づくり等に貢献している事業者を評価するなど、公契約を通じて、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組についても、しっかり推進していきます。

2 条例案の概要

(1) 目的、用語の定義、基本理念及び責務

① 目的

この条例は、公契約に関し、その基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにするとともに、市内中小企業の受注機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及びその質の確保並びに社会的課題の解決に資する取組の推進を図り、もって地域社会の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

② 用語の定義

ア 「公契約」とは、本市が発注をする工事又は製造の請負契約、本市が業務を委託し、又は物品を購入する契約及び本市と地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定をいいます。

イ 「市内中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内に本店又は主たる事業所を有するものをいいます。

ウ 「社会的課題」とは、環境保全、男女共同参画、仕事と生活の調和その他の社会における各般の課題をいいます。

エ 「受注者」とは、本市と公契約を締結した者をいいます。

オ 「下請負者等」とは、次に掲げる者をいいます。

(ア) 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の本市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

(イ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により、自己の雇用する労働者を受注者又は(ア)に掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者

カ 「発注」とは、公契約における工事又は物品若しくは清掃等の役務の発注をいいます。

キ 「市長等」とは、市長、公営企業管理者又は教育委員会をいいます。

③ 基本理念

ア 地域経済の活性化及び雇用の創出を図るとともに、地域コミュニティの維持・発展並びに地域における防災の体制及びその能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって、活力に満ちた、人と人々が支え合う安心・安全なまちであり続けるため、その実現に必要な不可欠な存在である市内中小企業の受注機会の増大を図るこ

と。

イ 公契約に従事する労働者の適正な労働環境が確保されること。

ウ 本市及び受注者との協働により、公契約の適正な履行及びその質を確保すること。

エ 公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること。

オ 社会的課題の解決に資する取組の推進に努めること。

④ 責務

ア 本市は、基本理念にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならないこととします。

イ 受注者は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、公契約の適正な履行及びその質の確保に努めなければならないこととします。

(2) 市内中小企業の受注機会の増大

① 市内中小企業への発注

本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合等を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとします。

② 受注機会増大のための取組

本市は、市内中小企業に限定した発注が困難な場合であっても事業者が共同して受注する方式を採用する際にはその構成員に市内中小企業を加えるよう求める、経済的合理性への配慮並びに公契約の適正な履行及びその質の確保を前提として分離し又は分割して発注するなど、市内中小企業の受注機会の増大に努めるものとします。

③ 下請契約

受注者は、市内中小企業と下請契約を締結するよう努めるものとします。

④ 市内産材の使用

受注者及び下請負者等（以下「受注者等」といいます。）は、公契約においては、市内産の材料を使用するよう努めるものとします。

(3) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

① 適正な労働環境の確保並びに維持及び向上

本市及び受注者等は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとします。

② 労働関係法令遵守の徹底

受注者等は、最低賃金法その他の労働関係法令の遵守徹底を図るものとし、本市は、以下の措置を講じることとします。

ア 労働関係法令遵守状況報告書の提出

一定金額を超える工事請負契約及び清掃等の役務に係る委託契約に係る受注者並びにそれらに従事する下請負者等並びに公の施設の指定管理に関する協定に係る受注者（以下「対象受注者等」といいます。）は、対象受注者等に係る公契約に従事している労働者（以下「対象労働者」といいます。）の最低賃金その他の労働関係法令の遵守状況について記載した報告書（以下「労働関係法令遵守状況報告書」といいます。）を市長等に提出するものとし、

なお、下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書は、受注者が取りまとめたうえで、市長等に提出するものとし、

※ 労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられる公契約（以下「対象公契約」といいます。）は、5,000万円を超える工事請負契約、1,000万円を超える清掃等の役務に係る委託契約及び指定管理者との公の施設に関する協定を予定しています。

イ 関係機関への通報及び措置結果報告書の提出

市長等は、労働関係法令遵守状況報告書を審査した際に、遵守できていない事項を確認した場合、労働基準監督署その他の関係機関（以下「関係機関」といいます。）に通報するものとし、また、その場合、対象受注者等は、改善措置を行い、その措置結果（以下「措置結果報告書」といいます。）を市長等に提出するものとし、

ウ 氏名等の公表

市長等は、対象受注者等が労働関係法令遵守状況報告書及び措置結果報告書の提出を拒んだ場合、これらの報告書が虚偽であった場合、若しくはこれらの報告書に記載した内容について改善を求めたにもかかわらず改善がされない場合又は受注者が下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書の取りまとめを怠った場合は、弁明等の機会を付与した上で、対象受注者等の氏名等を公表することとします。

※ 公表した対象受注者等については、改善措置がなされるまで、本市の公契約における入札への参加を停止するとともに、公契約における下請契約からも排除します（条例の制定に伴い実施する制裁措置として、京都市競争入札参加停止取扱要綱を改正して対応する予定です。）。

エ 関係機関への必要な措置の要請

市長等は、対象受注者等を公表した場合にあっては、公表した対象受注者等に対する関係機関の対応状況を確認したうえ、労働者の適正な労働環境を確保するため特に必要があると認めるときは、当該関係機関に対して、対象受注者等へ必要な措置を講じるよう求めるものとします。

オ 下請負者等への対象公契約であることの明示

対象受注者等は、労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられる下請負等を行う際、当該業務が対象公契約に係るものであることを下請負者等に明らかにしなければならないこととします。

カ 対象労働者への対象公契約であることの明示

対象受注者等は、締結した契約が対象公契約であることその他別に定める事項を対象労働者に明らかにしなければならないこととします。

キ 通報・相談窓口の設置

本市は、対象労働者その他の者からの対象公契約に関する通報又はその対象となるおそれがある旨の相談に対応するため、窓口を設置するものとします。

ク 関係機関との連携

本市は、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るため、関係機関と連携を図り、適切に対応しなければならないこととします。

(4) 公契約の適正な履行及びその質の確保

① 適正な予定価格等の算出

本市は、公契約の適正な履行及びその質並びに労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出するものとします。

② 履行状況の把握及びその評価の反映

本市は、公契約の適正な履行及びその質を確保するため、公契約の履行状況を適切に把握し、その評価を公契約の相手方の選定に反映させるよう努めるものとします。

③ 人材の育成

本市及び受注者は、将来にわたって公契約の適正な履行及びその質の確保を図るため、公契約の担い手となる人材の育成に努めるものとします。

④ 下請契約の適正化

受注者と下請負者等は、公契約の適正な履行及びその質並びに適正な労働環境を確

保するため、両者が対等な立場であるとの認識の下、下請代金支払遅延等防止法その他関係法令を遵守し、適正な契約を締結しなければならないこととします。

⑤ 不正行為等の排除

本市は、談合その他の不正行為及び不良・不適格事業者を公契約から排除するため、必要な措置を講じなければならないこととします。

(5) 社会的課題の解決に資する取組の推進

本市は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加に必要な資格を定める場合にあっては本市が指定した特定の社会的課題の解決に資する取組を行っている者を優遇する、公契約の相手方を選定するに際して価格以外の要素を特に評価する必要がある場合にあっては地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札その他の方式により、本市が指定した特定の社会的課題の解決に資する取組を行っている者を評価するなど、社会的課題の解決に資する取組を推進するために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととします。

(6) 京都市公契約審査委員会

公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会を置きます。

※ 現在の京都市契約審査委員会の機能等を拡充し、新たに京都市公契約審査委員会として位置付けます。

(7) 施行日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、労働関係法令遵守状況報告書、措置結果報告書など一部の規定は、平成28年4月以降から施行します。

～ 皆様からの御意見をお待ちしております ～



京都市公契約基本条例(仮称)に係る基本的な考え方及び条例案の概要に関する御意見記入用紙

募集期限 平成27年7月2日(木)まで

(FAX)075-222-3317

京都市行財政局財政部契約課 宛

意見
記入
欄

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

- 【年 齢】 (歳代)
【性 別】 1 男性 2 女性
【居住地等】 1 京都市内 2 京都市外

発行：京都市行財政局財政部契約課 京都市印刷物番号 第274215号



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

